



高知県社会福祉施設 防災対策指針



高知県社会福祉施設防災対策指針

クリック!

検索

はじめに

今後 30 年間に発生する確率が 60 パーセント程度と言われている「南海地震」への対策については、これまで、本県では人命最優先の観点から、中央防災会議の想定を上回る人的被害が生じることを想定した上で、県が取り組むべき予防対策などを定めた「高知県南海地震対策行動計画」に基づき、着実に取組を進めてまいりました。

しかしながら、昨年 3 月 11 日の東日本大震災での「想定外」と言われる大津波による被害を目の当たりにし、県では現在、「想定外をも想定」した南海地震対策の再点検を実施しています。

南海地震が発生したときに社会福祉施設が適切な対応を行うためには、あらかじめ施設の置かれている状況を正確に把握し、その課題及び優先度・緊急度を分析したうえで防災対策を講じておく必要があります。また、職員一人ひとりが災害時に適切に判断し行動するためには、災害時の様々な状況を想定し、自身の役割を繰り返しシミュレーションしておくことも必要です。

そのため県では、社会福祉施設の南海地震対策を強化するため、平成 18 年に作成しました「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のあるものに見直すとともに、平成 22 年に作成しました「社会福祉施設における災害対応マニュアル〈風水害対策編〉」を統合しまして、新たに「高知県社会福祉施設防災対策指針」を作成しました。

各施設におかれましては、この指針を踏まえて、各施設の防災対策マニュアルを改定していただくとともに、今回指針と併せてお示ししました「安全対策シート」を活用して、各施設の現状や防災対策を正確に把握したうえで、来るべき南海地震に備え、被害を最小限に食い止めていただきますようお願いいたします。

各施設の防災対策マニュアルは、職員が適切な判断や行動がとれるように基礎的な知識を提供するとともに、適切な判断や行動を考えるための枠組みとなるもので、訓練や学習会等の様々な機会を通じて検証され見直されていくことが重要となります。各施設の設置者や職員の皆様におかれましては、最も重要な責務として各施設の防災力を高めていただくようお願いいたします。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直



目 次

共通編

1. 社会福祉施設防災対策指針の目的	1
2. 対象とする災害	1
3. 社会福祉施設の利用者の特性	3

地震防災対策編

1. 東日本大震災の教訓を活かす	5
1-1. 想定外の事態を想定する	5
1-2. すぐに避難する	6
1-3. 災害時の人間の心理を知っておく	7
2. 安全対策シートを用いた現状点検	8
2-1. 安全対策シートの役割	8
2-2. 各施設で作成する防災対策マニュアルとの関係	9
3. 点検結果を踏まえた防災対策マニュアルの作成	11
3-1. 施設を取り巻く危険を確認する	11
3-2. 日頃から取り組むことを決める	12
(1) 施設等の安全確保	12
(2) 必需品の備蓄	13
(3) 初動に関するルールの整備	14
(4) 地域社会との連携	14
(5) 防災教育・訓練	15
3-3. 被災直後の応急対応を想定しておく	16
(1) 地震の揺れからの安全確保	16
(2) 安全な場所への緊急避難	16
(3) 二次災害の防止	18
(4) 被害状況の把握等	18
(5) 安否・安全確認と滞在場所の確保	18
(6) 情報連絡	19
3-4. 避難生活の環境づくりで重要なことを挙げておく	20
(1) 施設の運営体制の整備	20
(2) 通常と異なる形でのサービス提供	24
(3) 心身のケア	25
3-5. 防災対策マニュアルに記載しておく基本的項目	27

風水害対策編

1. 平常時における対策	29
1-1. 施設の安全化	29
1-2. その他の対策	30
2. 警報等発表時の対策	32
2-1. 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達	32
2-2. 警報等発表時の役割分担別の準備	34
2-3. 警報等発表時の安全対策の実施	34
3. 災害発生時の対策	36
3-1. 災害発生時の特徴	36
3-2. 災害発生時の対応策	36
3-3. 災害発生時における地域での役割	38

参考資料

災害別の基礎知識	39
風水害のチェックシートの例	42
風水害に関する市町村の連絡先一覧	44
インターネットによる災害に関する情報の入手先	46
施設防災関係法令一覧	46



1. 社会福祉施設防災対策指針の目的

高知県では、今後 30 年間に約 60% 程度の確率で南海地震が発生するといわれています。

東日本大震災を受けて、社会福祉施設の職員一人ひとりが施設の防災のあり方と自らの役割を理解し、いざという時に適切な判断ができなければいけません。

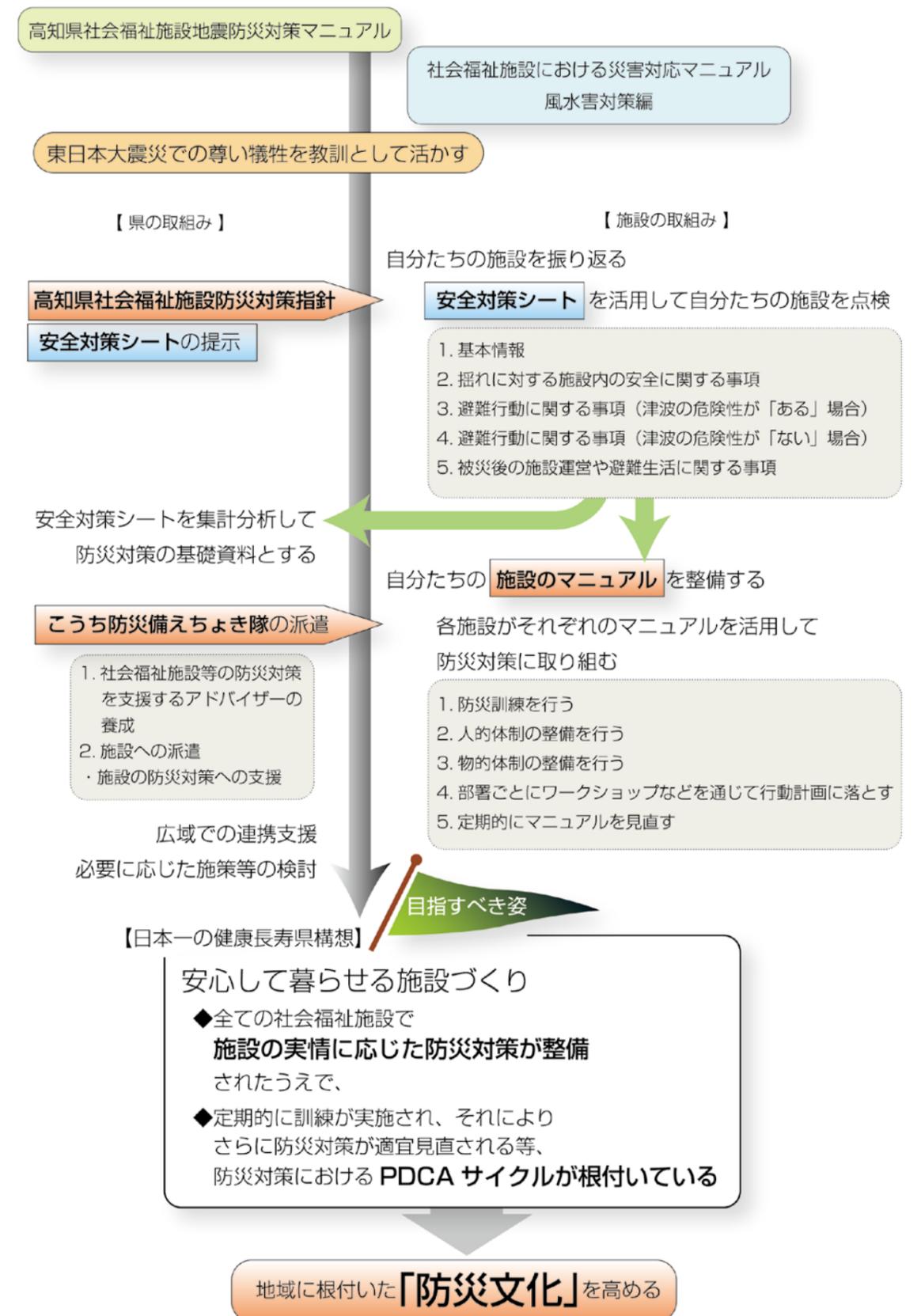
この社会福祉施設防災対策指針では、社会福祉施設で取り組むべき防災対策をまとめています。施設管理者を中心に、防災活動の全体像の理解に活用してください。また、各施設での具体的な取り組みをサポートすることも意図しています。施設設置者の責務として「安全対策シート」を用いて防災活動の現状を把握し、「防災対策マニュアル」の作成や見直しを進めていただきたいと思います。

各施設では、防災対策マニュアルを作成し、それに沿って平常時と災害時の人員体制を整え、食糧や資機材の備蓄を行ってください。また、防災対策マニュアルは、できるだけ多くの職員の参画のもとで作成・共有し、防災訓練などのさまざまな機会を契機に見直してください。

東日本大震災をきっかけに、防災対策マニュアルのあり方が問われています。作成したことで安心していたり、被災した時に中身を確認していたりするようではいけません。その内容を教育や訓練を通じて頭と体で覚え、一人ひとりが防災対策マニュアルの内容を理解し、自分自身が果たすべき役割を事前に確認しておくことが大切です。

2. 対象とする災害

高知県では、地震、津波、暴風、豪雨、土砂災害など、様々な自然災害が発生しています。本指針では、「地震防災編」で地震と津波に、「風水害対策編」で暴風、豪雨、土砂災害に対応します。特に、東日本大震災を受けて、津波を想定した内容を強化しています。



3. 社会福祉施設の利用者の特性

社会福祉施設の利用者は、高齢者や障害のある人、支援を必要とする子どもなどさまざまですが、これらの区分けでは個々が災害時に必要とする支援を正確に把握できません。高知県では、利用者に対して必要になる支援として、「情報の受信」、「情報の発信」、「移動」、「判断」、「医療」の5種類を挙げ、それぞれに該当することが多い利用者に提供するとよい支援の例を下の表に整理しています。

社会福祉施設では、地震発生直後の避難行動が思うに任せない事態に直面します。利用者が心身の機能を十分に発揮できないケースを具体的に想定して、避難場所への移動や避難生活において留意すべき事項をあらかじめ整理しておいてください。

表 必要な支援の区分と具体的な対応策へのヒント

区分	利用者特性	具体的な対応策へのヒント
情報の受信に支援が必要な方	①目が不自由な利用者 ②耳が不自由な利用者 ③行動指示が正確に伝わらない利用者 (認知症、知的障害がある利用者など)	・音声による誘導 ・事前に情報伝達カードを準備 ・個別に避難誘導等介助者を確保
情報の発信に支援が必要な方	①言葉が不自由な利用者 ②耳が不自由な利用者 ③自分の意思を正確に伝えられない利用者 (乳幼児、認知症、知的・精神障害がある利用者など)	・避難誘導等介助者の確保 ・簡潔で具体的な指示
移動に支援が必要な方	①車椅子や歩行補助具を利用している利用者 ②一人では移動できない利用者 (寝たきり等虚弱な利用者) ③目が不自由な利用者	・移動手段として介助者と用具の確保 (車いす、担架、ストレッチャー、脱出用シューターなど) ・避難誘導等介助者の確保
判断に支援が必要な方	状況の理解や判断が困難な利用者 (認知症、知的・精神障害がある利用者、乳幼児、低学年児童など)	・適切な指示と誘導をする介助者の確保 ・登下校時の安全の確保
健康管理や医療に支援が必要な方	①人工呼吸器などの機器に依存している人 ②継続的に服用している薬がある利用者 (認知症、精神障害がある利用者など) ③食事に特別な配慮が必要な利用者	・機器が機能しなくなった場合の対応策の検討 ・服薬を継続するため、薬の名前、用量が示してある防災カードの準備

1. 東日本大震災の教訓を活かす

1-1. 想定外の事態を想定する

東日本大震災では、これまでの手法で実施された被害想定を上回る規模の地震・津波災害が発生する可能性があることがわかりました。高知県においても、これまでに公表された南海地震に関する被害想定を上回る規模の地震・津波災害が発生すると考えておく必要があります。

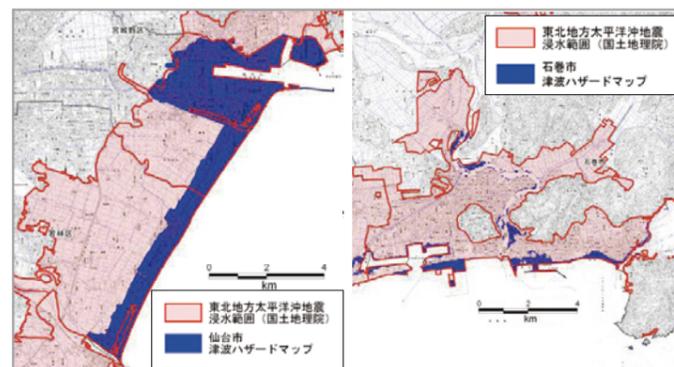
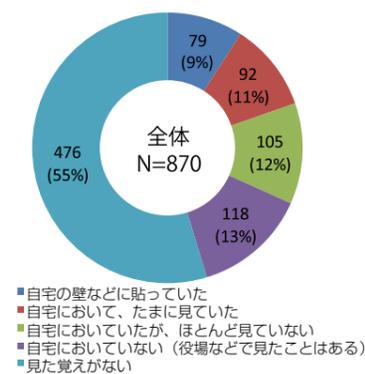
地震・津波対策専門調査会は、東北地方太平洋沖地震と想定対象地震・津波との食い違いへの反省と、今後の防災対策で想定対象とする地震・津波の考え方を報告している。

報告では、東北地方太平洋沖地震は、日本海溝の複数の震源域が連動したマグニチュード9.0の地震であったが、過去数百年間の資料ではこのような地震は確認できず、想定してこなかったことから、地震・津波の想定の方を抜本的に見直す必要があるとの考えが示されている。

(中央防災会議 南海トラフの巨大地震モデル検討会 中間とりまとめ (平成23年12月) より)
注「地震・津波対策専門調査会」の正式名称は「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」

津波ハザードマップを「自宅の壁などに貼っていた」「自宅において、たまに見ていた」人は20%に過ぎません。また、津波ハザードマップに記された浸水予想範囲と実際の浸水範囲は大きく異なっており、津波ハザードマップが安心材料となった可能性もあります。自然現象の不確実性や現在の予測技術の精度を踏まえて想定外の事態も想定しながら、津波ハザードマップを利用する必要があります。

津波ハザードマップの活用状況



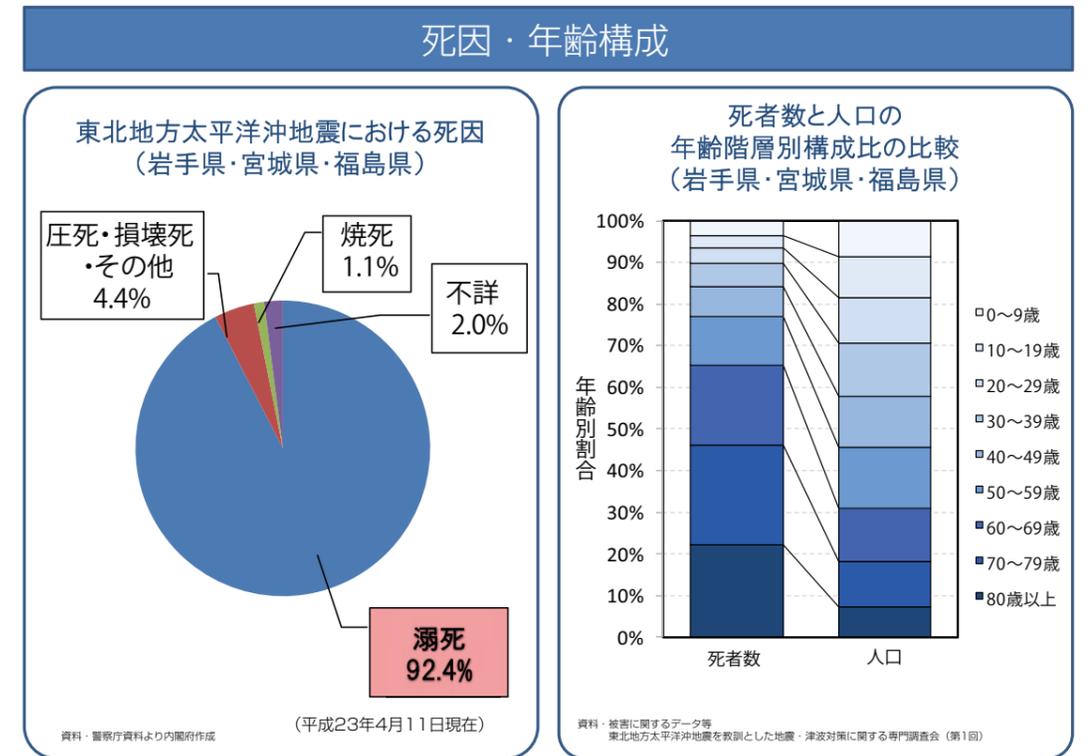
浸水範囲とハザードマップの比較

出典：東北地方太平洋沖地震浸水範囲：国土地理院資料より作図
仙台市津波ハザードマップ/仙台市、石巻市津波ハザードマップ/石巻市

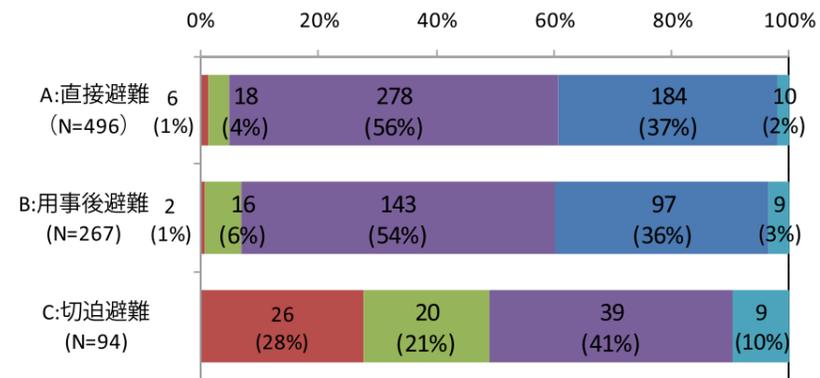
出典：平成23年度東日本大震災における避難行動等に関する面接調査(住民) 内閣府、気象庁、消防庁

1-2. すぐに避難する

東日本震災では、津波による溺死が9割を超えており、年齢が高くなるほど死亡する危険性が高くなっています。



また、地震直後の早期に避難を行わなかった人が津波に遭遇している傾向にあります。特に津波が迫ってきた状況下で避難を行った人の約半数は津波に巻き込まれたり、巻き込まれかけています。



■津波に巻き込まれ、流された ■途中で津波が迫り、体がぬれたりした
■津波に巻き込まれなかった ■津波に遭遇していない
■その他

避難行動パターンと津波との遭遇

出典：平成23年度東日本大震災における避難行動等に関する面接調査(住民) 内閣府、気象庁、消防庁

1-3. 災害時の人間の心理を知っておく

人間には、大規模な災害から自らの命を守る行動を妨げる心理が備わっています。東日本大震災の被災地では、地震発生直後に多くの方がそのような心理作用を受け、津波に対する適切な避難ができずに、犠牲になっています。これらは突発的事態にはどんな人間にも生じる心理であり、強く意識しないと克服できません。社会福祉施設における防災活動においても、私たちが陥りやすい心理状態を理解したうえで、防災対策マニュアルの作成や日頃の教育・訓練に取り組む必要があります。

アンカー効果	被害想定や予報を意識しすぎると、それより大きな規模の災害を想定しなくなってしまう危険がある。
正常性バイアス	自然災害や火事、事故・事件など、被害が予想される状況に置かれても、自分にとって都合が悪い情報を無視したり、「自分は大丈夫」、「今回は大丈夫」などと危険を過小評価したりしてしまう。
多数派同調バイアス	迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考えるしまう。
愛他行動	危機に直面した時に自分自身の危機回避を最優先せず、他者を救済しようという行動に出る。

2. 安全対策シートを用いた現状点検

2-1. 安全対策シートの役割

安全対策シートは、基本設問（★印）と詳細設問（☆印）で構成しています。

【例】3. 避難行動に関する事項《津波の危険性が「ある」場合》

3-2. 避難場所への移動経路

- ★ 3-2-1. 基本的な避難場所への移動経路を決めていますか
- ★ 3-2-2. 二つ以上の移動経路を確保していますか
- ☆ 3-2-3. 移動経路図を作成し、建物内に掲示していますか
- ☆ 3-2-5. 移動手段・移動経路（概略）を記入してください
- ☆ 3-2-6. 経路上に、橋梁や土砂災害危険箇所等、避難の障害となるような箇所はありますか

〔役割1〕各施設での課題洗い出し作業のサポート

- 基本設問に回答することで、「すでに行っている対策」と「まだ行っていない対策」を確認できるようになっています。
- 詳細設問に回答することで、対策が効果を発揮するために考えておくべきことを個別に確認できるようになっています。

〔役割2〕各施設での防災対策マニュアル作成のサポート

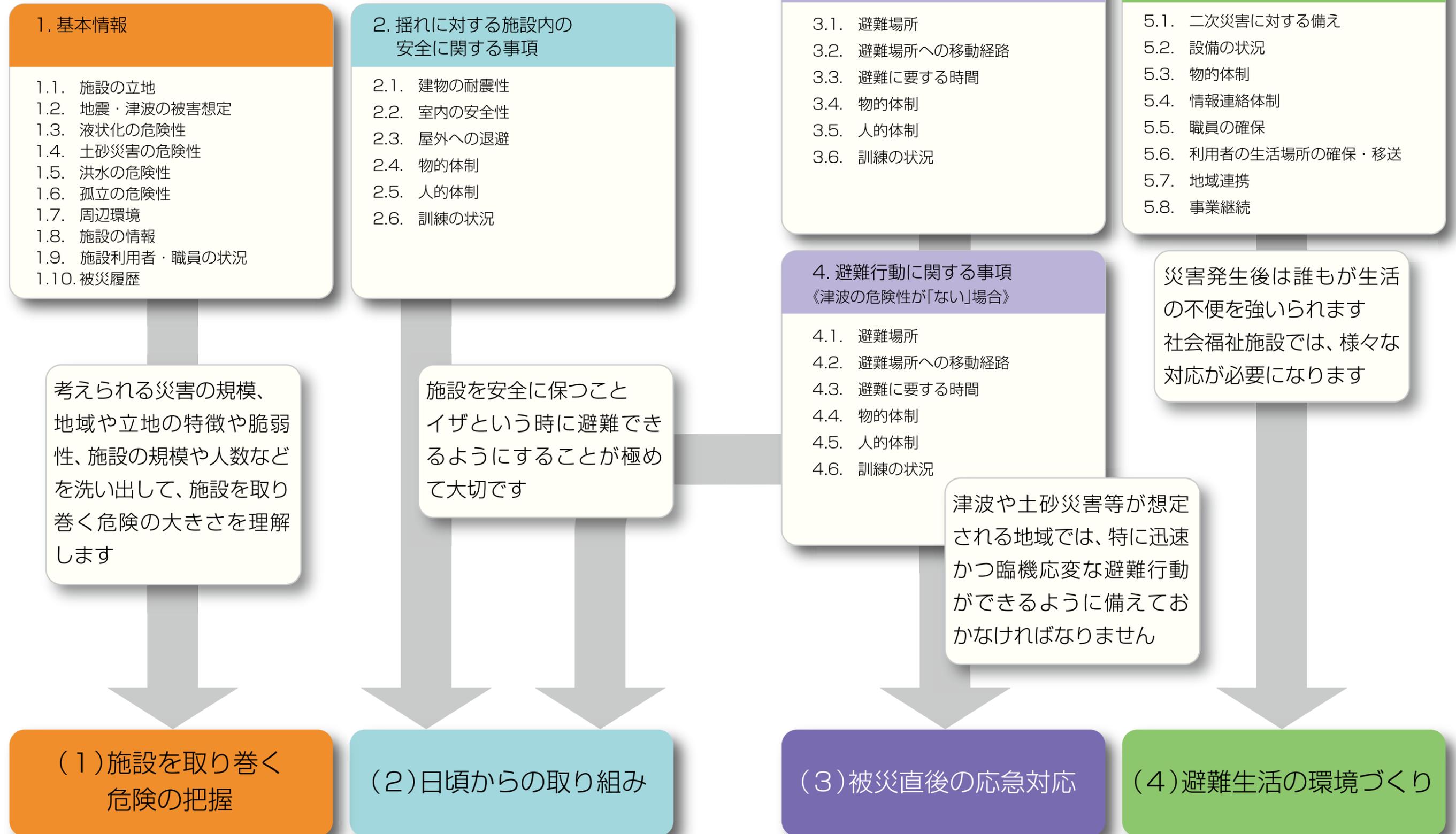
- それぞれの基本設問は、防災対策マニュアルで取り組みを定めておくべき事項を示しています。
- 基本設問に「はい」と答えられるよう詳細設問で示されている項目を参考に対策に取り組んだり、実施予定を具体的に考えたりすることで、一層効果がある防災対策マニュアルを作成できるようになっています。

〔役割3〕県や市町村の政策への反映や国への提言に活用する

- 県は、基本設問への回答を集計して全体的な状況を把握するとともに、回答を分析することで施設の特性によって異なるニーズ等を把握します。
- 県は、詳細設問への回答をヒントに、防災対策の向上に有効な取り組みを検討・実施するとともに、必要に応じて国へ提言します。

2-2 各施設で作成する防災対策マニュアルとの関係

安全対策シートは、防災対策マニュアルとの関連を意識して作成されています。



3. 点検結果を踏まえた防災対策マニュアルの作成

3-1. 施設を取り巻く危険を確認する

地震災害は高知県全域で起こる可能性があります。地域や場所によっては、津波の襲来、その後の長期にわたる海水の滞留、地すべりや土砂崩れの発生、それに伴う川や湖沼、池からの洪水、大規模な火災の発生などが懸念されます。また、タイミングが悪ければ、台風や大雨による風水害等の災害が同時に発生することも考えられます。

防災対策マニュアルを作成する際は、まずはじめに、自らの社会福祉施設に固有の状況を踏まえて、危険の種類と大きさをつかんでおきましょう。

立地	施設の情報
地震災害に対する脆弱性に影響する要因のうち、施設の立地に起因する事項を確認します。 【例】標高、海岸からの距離、土地の形状や性質、河川やため池の有無、危険施設の有無	地震災害に対する脆弱性に影響を及ぼす要因のうち、建物に起因する事項を確認します。 【例】建築年、構造、規模(階数と面積)、諸設備(ライフライン等)
施設利用者・職員の状況	地震の想定
支援が必要な人、特にその中で相対的に災害対応力が低い人の状況を確認します。 【例】利用者、自力歩行・避難ができない人、恒常的に治療や医薬品が必要な人、医療機器で生命を保持している人の数	地震の規模やそれに伴う危険の大きさを想定しておきます。 【例】予想される震度、地盤液状化の危険性
津波の想定	孤立の危険性
津波の大きさや危険の大きさを想定しておきます。 【例】津波の危険性の有無、地震発生から津波が到達するまでの所要時間	施設が所在する地区や地域が孤立して、人や物資の支援が滞る危険性を確認します。 【例】隣接地区への移動経路が閉ざされる危険の有無
風水害との重複被災の危険性	被災履歴
地震の直後に台風や大雨による洪水に見舞われた場合の危険を確認します。 【例】河川洪水で想定される浸水深さ	被害想定とは別に、施設の所在地周辺が過去に経験した災害の記録を確認します。 【例】津波、土砂災害、河川氾濫、内水氾濫等による被災歴

3-2. 日頃から取り組むことを決める

災害時にどんなに頑張ってみても、そのときに準備できていること以上の対応はまずできません。災害時の対応は、日頃からの準備にかかっています。準備する項目は多岐にわたるため、優先順位を決め計画的に取り組む必要があります。

(1) 施設等の安全確保

●建物の耐震性の強化

耐震診断の実施	昭和56年6月1日に施行された新耐震基準に準拠していない建物については耐震診断を実施し、必要であれば耐震補強を行いましょ。
建物の状態の定期点検	新耐震基準に準拠した建物についても、耐震性能の低下をもたらす経年劣化等がないか、定期的に点検しましょう。

●設備・備品の安全対策

天井の落下防止	単に吊り下げる形状の天井が落下する事例が、大規模な地震が発生するたびに繰り返されています。耐震診断の対象には含まれませんが、天井の安全性も確認しましょう。
天井からの落下物対策、ガラス飛散対策	天井からつり下げている形式のものは、鎖などで補強しましょう。割れても飛散しないよう、ガラス飛散防止フィルム等で補強しましょう。
備品等の転倒・移動、落下対策	書棚、タンス、ロッカー、机などは転倒したり、移動したりしないように床、壁に金具、針金などでしっかりと固定しましょう。書棚・戸棚は棚板の縁を高くするなど落下防止を行いましょ。開戸は、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を行いましょ。
安全スペースの確保	建物内の一室を安全スペースとして確保しておきましょう。什器等を一切置かず、利用者が集まれるようにしておきましょう。手すりが設置されている広い廊下も安全スペースとしては有効です。
情報通信機器の管理	津波の被害が想定される建物では、情報源となるテレビ・ラジオの他、電話、FAX、パソコンなど通信機器を上階に設置しておきましょう。
非常用発電機の設置	止められない医療機器等がある階には非常用発電機を設置しておきましょう。
スプリンクラーの使用法の徹底	災害時にスプリンクラーを正確に取扱えるよう、事前に使用方法を周知しておきましょう。

●屋外等へ避難する時の安全対策

避難経路の選定	津波が想定される地域では、短時間での避難を目指すと同時に、地形や標高、経路上の橋梁等の耐震性、道路の広さや勾配なども考慮して避難経路の安全性を点検しておきましょう。
塀等の倒壊防止対策	屋外へ避難する必要がある場合には、避難路に面したコンクリートブロックの安全性を確認し、専門家と相談し必要に応じて補強しておきましょう。
自動販売機等の転倒防止対策	避難路や入口付近の自動販売機等については、設置業者と相談し転倒防止策を行っておきましょう。
屋根瓦の落下防止対策	瓦の落下による危険を防ぐために、専門家にみてもらい、補強措置を行っておきましょう。スレート、トタンなど落下の心配が少なく軽いものに取り替えることも有効です。

●屋外等に避難できない場合の安全対策

建物の階上への避難	近隣の環境や利用者の状況から屋外等への避難が困難な場合は、同一建物の津波から逃げられるフロアへの避難を想定し、移動方法や避難後の備えをしておきましょう。
-----------	--

(2) 必需品の備蓄

利用者特性も考慮して、必要となる食糧、資機材をリストアップし、備蓄しましょう。

- ✓→津波の被害が想定される建物では、資機材の備蓄場所を津波被害のおそれのない場所に移し、1週間程度生活できる環境を整えておくことが重要です。
- ✓→衛生環境維持のために、利用者及び職員数を考慮して、生活用水(必要に応じて井戸も含む)と簡易トイレを確保しておきましょう。
- ✓→LPガス、軽油等、様々な燃料を状況に合わせて複合的に考えることでリスクに強い備えができます。
- ✓→非常用発電機の発電量には限界があります。長期の停電への対応としては太陽光発電等も有効です。

●食糧資機材のチェックリストの例

区分	用途	品目	確保	使用量						備考
				月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1.備蓄用食糧品	地震直後の救援物資が届くまで(3日~1週間分)	長期保存型のカロリービスケット								
		乾パン								
		レトルト食品								
		流動食								
		粉ミルク								
	火が使える状態になり救援物資などの調理が可能な段階	飲料水(1人1日3L)など								
		米								
		インスタント食品								
		ドライフーズ								
		調味料など								
2.救急用医薬品	衛生材料	三角巾								
		ガーゼ・脱脂綿・油紙								
		包帯								
		绷帯								
		絆創膏								
	医薬品	ウエットティッシュ								
		石鹸など								
		消毒液・鎮痛剤・傷薬・目薬など								
		はさみ・ピンセット								
		紙テープ								
その他	副木									
	小鋸ナイフ									
	ビニール袋									
	体温計									
	衛生手袋など									
3.利用者常備薬	利用者の状態に合わせて3日~1週間分を確保									
4.情報通信機器	小型ラジオ									
	携帯テレビ									
5.照明	懐中電灯・ペンライト									
	マッチ・ロウソクなど									
6.移送	車いす									
	担架(布製)									
	ストレッチャー									
	ロープ									
	ヘルメットなど									
7.備品	防水防塵用手布									
	女性用品									
	下着									
	紙おむつ									
	タオル									
	各種テープ									
	マスク									
	ポリ袋									
	紐ひも									
	筆記具									
8.災害用設備	工具類など									
	生活用水									
	小型浄水装置									
	簡易トイレ									
	消火器									
	代替熱源(プロパン・プロパン調理器・簡易コンロ)									
	発電機・燃料									
予備電池など										
9.救助用機材	スコップ									
	バール・ショールン									
	油圧ジャッキ・チェーンソーなど									

(3) 初動に関するルールの整備

地震の揺れが収まり、津波からの避難が終わったら、安否確認の方法や施設への参集について、最低限のルールを決めておく必要があります。

※場合によっては、施設で一人だけの勤務時に被災することも考えられます。初動については、まず、自らの安全を確保したうえで様々な状況下で、何をすべきか?を検討する必要があります。

安否確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓→施設運営の観点では、まず職員の安否確認が必要です。「施設への参集」もしくは「通信」によって各自が安否情報を発信しなくてはなりません。 ✓→大規模な災害が起きた際は、いずれの通信手段も通常通りには作動しないと思われませんが、携帯電話のメール、facebookやtwitterなどが役立つといわれています。
施設への参集	<ul style="list-style-type: none"> ✓→大規模な災害が起きた際は、家族の事情で出勤できなくなる職員が発生します。出勤を無理強いしたり、義務づけたりすることはできませんので、出勤できる人が参集するのが基本です。 ※職員はできるだけ出勤できるように、家族と災害時の対応を事前に定めておく必要があります。 ✓→家族の事情以外では、次の要因を考慮して「優先的に参集をお願いする」職員を決めておくといでしょう。 ☆→自宅が津波浸水区域の外にある ☆→施設までの距離が近い ☆→通勤経路が津波浸水区域に含まれない ☆→通勤経路の道路や橋梁などの耐震強度に問題がない

(4) 地域社会との連携

①施設への支援を得るための協力体制づくり

地震発生時には、水や食料の確保、利用者の日常生活介護等の面で、様々な支援が必要となります。それらへの対応として、施設が立地する地域社会と日ごろから連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を確立しておくことが必要です。近隣の病院や開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織や商店等と、事前に協定等を結ぶなど協力体制を確立するとともに、平素の付き合いを心がけ、施設に対する理解を深めておくことが必要となります。

②地域の避難拠点としての役割の認識

阪神・淡路大震災では、社会福祉施設が一時的な地域住民の避難場所や、在宅の高齢者や障害者の緊急拠点になる等、施設が地域社会に大きな役割を果たしました。このため、自らの施設を「社会資源」として認識し、地域との結びつきを日常的に意識しながら、地域社会と施設がお互いに助け合う関係をつくる必要があるため、事前に市町村と連携して福祉避難所の指定を受けることや協定を結んでおきましょう。

③広域的な応援体制づくり

地震被害が広範に及ぶ場合には、被災地域外や被災地でも比較的被害の軽い地域からの応援が必要となります。このため、他県にある関係施設やボランティア団体、県内でも海岸部と山間部など広域で日ごろから交流を重ね、大規模地震発生時に備えた応援体制づくりに取り組む必要があります。

④応援を受ける場合の施設内対応マニュアルの作成

ボランティアや他施設の職員、地域住民等による応援を受ける場合には、支援者に対して施設内対応マニュアルを渡し、施設内での支援作業が円滑に行われるよう工夫します。

このマニュアルは、施設運営の理念、施設の利用者の特性（身体的・精神的状態、食事や排せつに関わる介護の方法等）、さらに避難誘導の方法等、施設で応援者が活動する際の手順書として作成しておきます。

(5) 防災教育・訓練

①地震・津波を想定した避難訓練

地震防災訓練は、職員が避難行動を体で覚えられるように、2ヶ月から4ヶ月に1回実施するべきです。宮城県の赤井江マリンホームでは、2ヶ月に1回の頻度で訓練を積んでいたことが、東日本大震災で全員避難に成功した要因のひとつになったようです。

また、毎回の訓練ではシチュエーションに変化をもたせ、避難場所への移動時間の目標に対する達成度を測り、必要に応じて施設で作成した地震防災マニュアルの見直しにつなげましょう。

②防災教育

日頃から、経営者と職員が防災について一緒に学び、考える機会をもつことが重要です。この指針の内容、避難訓練の結果、「安全対策シート」と照らした防災活動の状況などを題材にして知識や考える力を養ってください。

③地域で行う地震防災訓練

地域との連携・協力は、地震発生時や復旧時に極めて有効です。

地域で行う地震防災訓練に施設としても参加し、地震の際にどのような行動をとるべきか、特に情報の伝達、避難方法について十分理解しておきましょう。

併せて、地域及び自主防災組織との連携の取り方も協議しておくことは重要です。また、日頃から、地域での催し、行事に積極的に参加し、地域の人に『災害時に

介助が必要な人たちが近くにいる』ことを認識してもらうとともに、災害時要援護者の災害時の施設への受け入れ体制・人数などについて話し合っておきましょう。

施設としても、地域の人たちを招いた催しを施設内で開催し、施設に馴染んでもらうことも地震時の迅速な避難行動、救助活動に役立ちます。

3-3. 被災直後の応急対応を想定しておく

いったん災害が発生すると目の前の対応に追われ、先を見越した適切な行動は出来にくくなります。そのため事前に必要な応急対策を整理し、理解した上で、記憶しておく必要があります。

(1) 地震の揺れからの安全確保

南海地震が発生すると、高知県内のほとんどの地域が震度6弱から震度7の強い揺れに見舞われると予想されています。さらに、1～2分程度の長時間にわたって揺れが続く恐れがあります。

- 緊急地震速報(※)を受信したら、建物や部屋の出入口を開放して閉じ込めを予防しましょう。大きな揺れが予報され、建物の耐震性に不安がある場合は、屋外に避難の方が安全です。
- 突然に揺れが始まった場合も、可能な範囲で出入口を開けましょう。
- 職員、利用者を問わず、自らの身の安全を守りましょう。職員は、自らの身の安全確保とともに、とっさの判断や行動が難しい高齢者、障害者などに対して、頭からふとんを掛けるなど、頭部を守る行動をとりましょう。

※テレビ、ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送、受信端末のほか、多くの携帯電話でも気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。使用中の携帯電話で受信できるか、あらかじめ確認しておきましょう。

気象庁 緊急地震速報について……………<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>
津波警報発表時の緊急警報放送について……………<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/known/tsunami/ews.html>
NHK 緊急警報放送について……………<http://www.nhk.or.jp/digital/guide/faq/Emerg01.html>
NTTドコモ 緊急速報「エリアメール」……………<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>
au「緊急速報メール」……………http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu_sokuho/index.html
ソフトバンクモバイル「緊急速報メール」……………http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/



(2) 安全な場所への緊急避難 《津波の危険性が「ある」場合》

海沿いは例外なく津波の危険があります。津波は河川を逆流して上るため、海岸線から距離があっても油断できません（東日本大震災でも河口から約5kmの位置にある小学校も被災しています。）

- ✓ →津波の危険がある施設では、ただちに避難行動を開始してください。1分1秒が生死の分かれ目になりかねません。施設周辺地域への影響に関する情報収集は、避難行動を進めながら並行して行ってください。
- ✓ →利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等、利用者の生命に関わる物は非常持ち出し品として日頃から分かりやすい場所にまとめて保管しておきましょう。

【コラム】災害時の避難経路の教訓

宮城県岩沼市で東日本大震災に被災した特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」では、海岸線から数十メートルしか離れておらず、津波によって施設が全壊になるという被害を受けましたが、奇跡的に利用者、職員全員が無事避難を遂げました。

赤井江マリンホームの園長は、全員避難できたポイントを3点挙げています。1つ目はラジオが報じた津波の高さの変化を受けてすぐに避難先を変更したことです。初めに堤防の高さ以下の6mの津波が報じられたが、その後、予報が堤防高を超える10mに変わりました。それを受けて、当初予定していた内陸のグループホームから、津波の到達予想時刻までに全員の避難を終えられる指定避難所に行き先を変更し、事なきを得たそうです。2つ目は、特養とデイサービスの利用者を全員1カ所に集めず、サービス単位で避難したことです。認知症でも歩行可能で、緊迫した雰囲気にも混乱する可能性があるデイサービス利用者を先に搬送し、その後に特養の利用者を集中して搬送したことが奏功し、避難時間のロスを防げたそうです。3つ目は、持ち出す医療・介護用品と搬送担当を事前にしっかり確認できていたことです。その結果、非常事態にもかかわらず、栄養士は非常食と経管栄養食、看護師は利用者の定時薬と血圧計、体温計を、介護職員は毛布やオムツ、相談員はケース記録を持ち出しました。いずれのポイントも、前年のチリ地震津波の反省をもとに取り組んだ防災委員会での話し合い、避難訓練の成果だそうです。

<ポイント>

1. 防災マニュアルを職員が主体的につくり、それに基づいた避難訓練が出来ていたため、スタッフ一人ひとりが自分のすべき行動がとれた。
2. 発災直後、送迎用車両のカーラジオで正確な情報収集に当たった。
3. 避難訓練で避難完了に要する時間を計測していたことで、津波到達までに避難が間に合わない判断ができ、急速避難先を仙台空港に変更した。
4. 避難先が変更されたのは、予報された津波の高さが堤防より低い値から高い値に変わったのがきっかけである。つまり、園長や職員は、「予報の高さの津波が到達する」と考えて判断を下したといえる。無事に全員が避難できた事例であるが、予報の高さが変更されなかったり、予報を超える津波に襲われていた可能性も十分ある。

【コラム】津波からの避難ができなかった特養ホーム

宮城県南三陸町の特別養護老人ホーム「慈恵園」では、津波によって50人近くの入所者と1人の職員が命を落としました。被災時に園にいたのは高齢者67人と職員29人。高齢者のほとんどは車いすが手放せないか寝たきりかで、3人に1人しか助かりませんでした。

慈恵園は海岸から約1km、市街地より高い海拔約15mの高台にあります。津波が到達したのは地震から約30分後でした。同じ平屋にあるボランティアセンターと、裏にある70段の階段を上った先の志津川高校が津波の時の指定避難所でした。園にいた人たちは、高校には登らず、結果的に津波に襲われました。

職員2人で高齢者1人を高校に避難させようとするれば、職員は4～5往復する必要があります。30分では時間が足りなかったかもしれませんが、犠牲者の数をもっと抑えられる時間はあったかもしれません。

ある生活相談員の記憶によると、建物の壁面の一部が崩れ、ひびが入るほどの揺れが収まった後、「また揺れるの。」と不安を漏らす入所者に、職員は「もう大丈夫ですよ。」と声をかけたそうです。また、町の防災無線が「6メートルの津波が来る」と伝えたのを聞き、「それならここまでは来ない。」と考えたそうです。さらに、周辺住民も続々と慈恵園に避難してきたようです。
(毎日新聞2011年5月2日から抜粋)

<ポイント>

1. おそらく大丈夫だろうという期待や思い込みも障害になり(=正常性バイアス)、津波が到達するまでの30分間に避難行動を起こさなかった。
2. 施設自体が避難所に指定されていたこと、町の防災無線が津波の高さを6mと伝えたことが根拠になって(=アンカー効果)、職員は津波が到達する可能性はないだろうと考えた。
3. 入居者は歩行困難者がほとんどであるが、敷地の上のさらに高台まで上がるには70段の階段があった。
4. 火災や地震時の避難訓練はしていたが津波を想定した避難訓練はしていなかった。
5. 一部救助できた利用者をヘリコプターなどで2次避難させたが、想定外の出来事に現場が混乱し搬送後、一時所在確認が出来ない事態にも陥った。
6. 人がとどまっていた慈恵園に次々と避難者が集まってきた。(=多数派同調バイアス)

(3) 二次災害の防止

①出火防止対策の徹底

火元付近にいる職員は手分けして火元の点検、消火活動を行いましょう。日頃の地震防災訓練で消火栓、消火器の位置を把握するとともに消火動作に慣れておきましょう。自動消火装置付きの機材を導入しておくことも効果的です。

万一施設内で火災が発生した場合には、職員並びに必要なに応じて施設の近隣住民の協力を得ながら初期消火活動に努め、火災の延焼拡大を未然に防止しましょう。

また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を凶るとともに、ガスの漏洩が疑われる時には、電気のブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぎましょう。

②施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって施設利用者等が被害を受けないように、津波危険、山崖崩れ危険、延焼火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には、避難の準備を開始します。

(4) 被害状況の把握等

施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時に施設内にいた利用者、ボランティア、職員などの安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当が受けられるまでの間、可能な限りの応急手当を実施しましょう。

日頃からの地震防災訓練で慣れておくことが重要です。

なお、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を行いましょう。

万が一、死者が出た場合には、利用者が動揺しないよう別の部屋に安置しましょう。

(5) 安否・安全確認と滞在場所の確保《津波の危険性が「ない」場合》

津波の危険性がない地域では、地震の揺れが収まったら、その場所でその後の対応を考え、決定する時間的な余裕があります。

- 揺れが収まったら、利用者の安否確認や救助を行ってください。建物が倒壊したり、倒壊する恐れがあったりする場合は、無理な確認や救助活動は行わず、消防などに救援を求めようとしてください。
- 並行して、出火防止対策や土砂崩れ危険の確認など、施設内外の安全確認を行ってください。
- 負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当が受けられるまでの間、可能な限りの応急手当を実施しましょう。また、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を行いましょう。
- 施設での滞在や施設の運営が不可能な場合は、避難場所への移動を開始してください。

(6) 情報連絡

ひとまず緊急避難や安否・安全確認、滞在場所の確保を終えたら、関係者全員の安否に関する連絡を行う必要があります。さらに、役場などの災害対策本部や医療機関と連絡をとる必要があります。その際、被害が甚大であれば通信回線が確保できない事態も想定されます。

情報通信手段の確保（電話回線が不通になった場合）																	
衛星携帯 電話の活用	固定電話や携帯電話が不通になっても回線が使用できます。	NTTドコモ、KDDIなど携帯各社が衛星携帯電話サービスを行っています。防災対策用のプランもあり、最近では利用料金も現実的な価格になっています。															
無線の活用	東日本大震災のときにはアマチュア無線が使われました。	被災状況の連絡や救援要請などに効果を発揮しました。															
人力での 情報発信	東日本大震災では、屋上に「SOS」の文字を描いたり、自転車で伝令を飛ばしたりしたケースが見られました。	情報通信手段がまったくない状態で被災状況の連絡や救援要請を行う方法も事前に考えておく必要があります。 また、近隣で無線や衛星電話を持つ場所を把握していればいざという時の頼りになります。															
情報通信手段の確保（電話回線が回復してから）																	
ツイッターやフェイスブック、ミクシィなどのSNSや携帯のショートメール	東日本大震災の通信回線が込み合った中でも、比較的情報通信が可能でした。	東日本大震災の教訓から、災害時の通信手段として脚光を浴びています。															
「災害用伝言ダイヤル171」の活用	非常時に職員及び利用者家族と連絡をとるため、災害用伝言ダイヤルを活用しましょう。	○利用方法手順 <table border="1"> <thead> <tr> <th>録音方法</th> <th></th> <th>再生方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤル：171</td> <td>⇄</td> <td>ダイヤル：171</td> </tr> <tr> <td>ダイヤル：1</td> <td>⇄</td> <td>ダイヤル：2</td> </tr> <tr> <td>連絡先TELダイヤル</td> <td>⇄</td> <td>連絡先 TEL ダイヤル</td> </tr> <tr> <td>ダイヤル：1#</td> <td>⇄</td> <td>ダイヤル：1#</td> </tr> </tbody> </table>	録音方法		再生方法	ダイヤル：171	⇄	ダイヤル：171	ダイヤル：1	⇄	ダイヤル：2	連絡先TELダイヤル	⇄	連絡先 TEL ダイヤル	ダイヤル：1#	⇄	ダイヤル：1#
録音方法		再生方法															
ダイヤル：171	⇄	ダイヤル：171															
ダイヤル：1	⇄	ダイヤル：2															
連絡先TELダイヤル	⇄	連絡先 TEL ダイヤル															
ダイヤル：1#	⇄	ダイヤル：1#															
ケータイ「災害用伝言板」の活用	非常時に職員及び利用者家族と連絡をとるため、「災害用伝言ダイヤル171」と合わせて、携帯電話のケータイ「災害用伝言板」を合わせて活用しましょう。	○利用方法 各携帯電話会社が行っているサービスのメニューより選択・利用します。															
災害時優先電話の指定	災害時の電話の混雑を避けるため、NTTにより災害時優先電話の指定を受けておきましょう。申込書は「116」に連絡をして、入手方法を確認してください。	災害時優先電話とは、災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者、新聞社、通信社、放送事業者、病院などの機関を対象に指定されている回線であり、一般の回線よりもわかりやすくなっているのが特徴です。病院などの分類として社会福祉施設も指定を受けることが可能です。NTTの管轄支店ごとに審査がありますので、「災害時優先電話申込書」でNTTに申し込み、審査を受ける必要があります。															
公衆電話の利用	NTTが設置する公衆電話は、優先電話と同様の扱いとなっているため一般の電話よりつながりやすくなっています。	近隣でNTTが設置している公衆電話の場所を事前に把握しておきましょう。															

3-4. 避難生活の環境づくりで重要なことを挙げておく

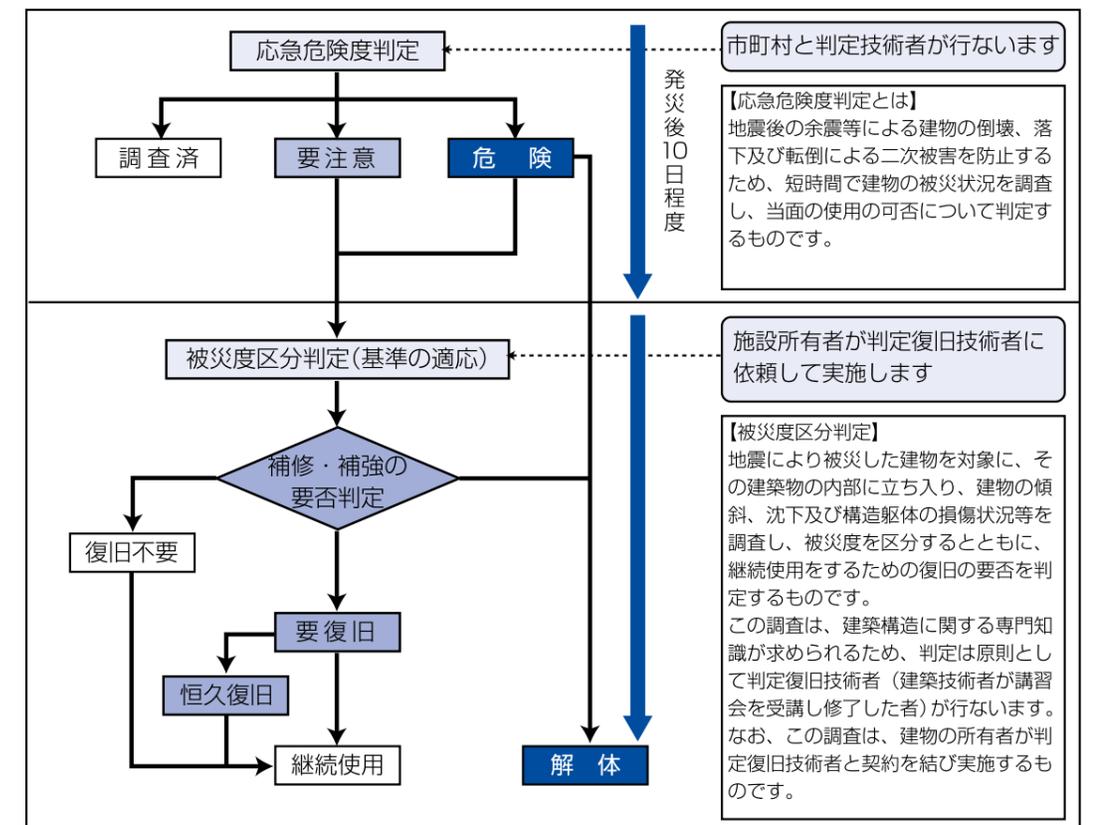
災害発生時に入居者等の生命を助けることができても、その後の、対応次第では災害関連死を招きかねません。あらゆる手段を講じて施設としての最低限の機能を確保して入居者等の生命と健康を守りそれを持続させる必要があります。また、同時に被災後、地域社会で発生する新たな福祉ニーズに対応する必要にも迫られます。自らの施設の被災後の状況と対応について事前に十分整理をしておく必要があります。

(1) 施設の運営体制の整備

①建物・設備の安全確認

被災後は断続的な余震に見舞われます。そのような中、様々な要因で避難所への移動が困難な場合には、施設でそのまま安全に過ごすことができるかどうかの判断が必要な場合も考えられます。下図のとおり正規の「応急危険度判定」は市町村が実施しますが、被害が甚大な場合には、すぐに判定できないことも想定されます。事前に建築の専門家等に相談し判断のポイントを確認しておくことも有効です。

復旧に向けては、「応急危険度判定」の結果を踏まえ、「被災度区分判定」を施設所有者が判定復旧技術者に依頼して実施します。必要に応じ被災度区分判定を実施し、サービス再開に向けた恒久復旧対策を検討しましょう。判定復旧技術者への依頼は(社)高知県建築士事務所協会(電話 088-825-1231)へ問い合わせてください。



②職員の確保

職員がサービス再開に向け勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作りましょう。勤務できない場合には、ボランティアの受入れ窓口である社会福祉協議会等に対し、ボランティア等受け入れ人数、職種を伝えるなど派遣要請を行います。

人的資源の確保（勤務体制リストの例）

職員名	勤務の可否	勤務時間	備考
	可能・不可能	自至 ：	

●外部への協力を依頼する

被災後、施設では少ないスタッフで激務を不眠不休で執り行い、燃え尽き症候群になってしまう事例も多く聞かれます。現場スタッフはもちろん、施設長や管理者等にとってもサポートがあれば被災後の混乱を短期間で収拾し、復旧復興への道筋を構築することができます。近隣住民、施設利用者の家族、他の社会福祉施設、ボランティア等、災害の規模に応じて有効な応援となり得る人材を確保するため、関係機関に対し、早期に協力を依頼しましょう。

●応援者に対するオリエンテーションの実施

応援者に対して、施設でオリエンテーションを開催し、緊急時に効果的な応援が受けられるように施設の日課や利用者個人への応援理念、心得や目標について、理解してもらうように努めましょう。

応援が中長期にわたることも考えられます。その場合には、ボランティア等の応援要員が交代してサービスの継続を支援することになります。ボランティアどうしの申し送り等の仕組みも作る必要があります。

③必需品の確保

●水・食糧・その他必需品の確保に努める

水、食糧、トイレなど生活必需品について確認し、施設で検討した対応計画に基づき、施設内備蓄物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行います。

また、日頃からつき合いのある商店等に対し、物資の供給継続を早い時期に依頼し、協力を求めましょう。

●施設生活維持のため関係機関へ協力を依頼する

応急給水活動や電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政やライフライン事業者等に対し、早期に協力依頼を行うとともに、想定される復旧までの期間を把握しましょう。

なお、ライフラインが寸断された場合の復旧に向けては、社会福祉施設としてのライフラインの重要性や施設の実態等を説明して、地震発生前にライフライン関係者と協議しておきましょう。

【コラム】南海地震長期浸水対策検討会

高知県では、学識者と高知市の協力を得て南海地震長期浸水対策検討会を継続的に開催し、高知県全体に大きな影響を及ぼす高知市中心部の南海地震による長期浸水被害を最小限にとどめるための対策を検討しています。その成果としては、南海地震による長期浸水被害の概要を明らかにし、事前の被害軽減対策や、発災後の円滑な復旧・復興に向けた対策の検討を通じて、国、県、市や事業者、県民がそれぞれ連携しながら担う役割と、総合的な防災対策が提案される予定です。その際は、社会福祉施設が防災対策を検討する際に考慮すべき事項がより明確になることが期待されます。検討会に関する情報は、高知県危機管理部南海地震対策課のホームページで公開されます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

<ポイント> 長期浸水のことも想定して、対策を考えておく必要があります。

【コラム】一命をとりとめた高齢者の避難中の死亡

東日本大震災：避難の高齢者 15人死亡・福島、岩手で

3月17日、真冬並みの寒さ。物資不足が深刻化し、被災者が厳しい生活を強いられる中、福島県と岩手県で高齢者計15人が避難中に亡くなっていたことが判明。避難所が不足する中14日一時避難先として緊急受け入れをしたが、医療設備、資材や医療スタッフの不足から、16日中に医療施設に転送するまでの間に死亡。うち、2人は搬送されてくるまでのバスの中で死亡していたと見られる。（毎日新聞2011年3月17日）

東日本大震災：被災高齢者、介護難民に

長引く避難生活が介護や介助の必要な高齢者の命を直撃している。特に津波の被災地では、介護施設やそこで働くケアマネジャーらも一度に被災した。支援の仕組みが崩れ、命綱を失った多くの高齢者が「介護難民」化している。入所定員96人の施設に数百人の避難者がいた。介護スタッフの中には自宅が被災した人もいたが、避難者のために食事を用意しながら入所者や他施設から運ばれてくる重症者の対応に追われた。事務長は「スタッフはほとんど眠れなかった。精一杯やったが、数が多く、全てに対応することは難しかった」と吐露する。

（毎日新聞2011年4月20日）

震災関連死1331人 東北関東5県、阪神上回る

東日本大震災の避難生活で体調を崩すなどして亡くなり「震災関連死」として認定された人が、岩手、宮城、福島、茨城、埼玉の5県で1331人となったことが2日、分かった。共同通信が2月から3月にかけて沿岸市町村および各県に聞き取りした。阪神大震災の兵庫県と大阪府の関連死数の921人を上回り、戦後最悪の被害をあらためて示した。
(共同通信 2012年3月2日)

【コラム】介護の手がなくなった高齢者の増加

介護施設は満杯 仮設で世話困難、家族の心折れ

岩手、宮城両県の被災地で、介護保険施設の定員オーバーが続いている。仮設住宅での高齢者の介護が困難になったり、家族の被災で引き取り手がなくなるなどの理由で施設への入居者が増加しているためだ。宮城県多賀城市の特別養護老人ホーム「多賀城苑」では震災直後、別の施設などから一時的に利用者が避難。短期・長期入所の定員70人に対し、ピーク時には85人に達した。デイサービスや短期入所の利用者らが長期入所に切り替えるケースも…
(産経新聞 2011年8月17日)

【コラム】福祉避難所となって避難所で生活できない人々を助けた高齢者福祉施設

大規模災害下での弱者 避難所や仮設住宅にも「災害弱者」の視点を

「福祉避難所」という制度がある。阪神・淡路大震災を教訓に1997年に創設された。主に福祉施設を対象に指定し、地震などの際に「災害弱者」（災害時要援護者）を受け入れる。

仙台市内の福祉避難所の中でも、特に多くの災害弱者を受け入れたのが、高齢者福祉施設「宮城野の里」（宮城野区）だ。同施設は新たに指定を取付けて3月21日に福祉避難所を開設。「マルフク」の愛称で、認知症の高齢者や末期がんの患者、脳卒中の後遺症を持つ高齢者など30人を受け入れた。

もっとも、仙台市のように多数の福祉施設をあらかじめ福祉避難所に指定していた自治体はまれで、仙台市の場合でも、指定していた52カ所の福祉避難所のうち、実際に開設できたのは25カ所にとどまった。そのため、認知症グループホームや老人保健施設などを新たに指定することで急場をしのいだ。ガソリン不足でスタッフが通勤できなかったことなどが、フル稼働できなかった理由として挙げられている。

(東洋経済オンライン 2011年8月18日)

ポイント

被害が甚大になれば、一時避難を無事終えて一命を取り留めたとしても、それからの避難生活が長期化すると考えられます。それらを想定においた備え（圏域内の海岸部と山間部等や県外等も視野においた広域連携）をしておかなければ震災関連死を減らすことはできません。

(2) 通常と異なる形でのサービス提供

災害発生を挟んで、「入所サービス利用者」、「通所サービス利用者」、「サービス未利用者」が、各自の状況に応じて「避難所」や「自宅」で被災生活を開始します。また、他の施設の利用者や在宅の要援護者が受け入れを要望してくることもあります。それぞれの施設では、通常と異なる形での対応を想定しておく必要があります。

①避難所に滞在する施設利用者のサポート

施設の運営が休止し、入所サービスや通所サービスの利用者が避難所に滞在するようになった場合は、避難中の利用者を訪問して、精神的不安感を軽減するよう努めましょう。

②自宅に滞在する施設利用者のサポート

入所サービスの利用者が一時帰宅した場合は、家庭を訪問するなどして、施設利用者の精神的不安感を軽減するよう努めましょう。また、介護方法の相談や支援する人材の派遣を行うなど、家族に対する支援策も必要になるかもしれません。

施設の運営が休止し、通所サービスを提供できなくなった場合は、利用者と相談しながら、家庭を訪問してサービスを提供することが必要になるかもしれません。

③従来の施設利用者以外のサポート

施設は、利用者だけでなく、施設を利用しない在宅の要援護者（ひとり暮らし・身体の不自由な高齢者、障害者等）の、被災生活確保のために必要な支援を行うための支援センター機能を果たすことが期待されています。行政やその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象とした相談対応、応援の人手や物資のコーディネートと派遣等、在宅の要援護者の生命を守る活動に努めましょう。

地震発生後に避難場所あるいは在宅で被災生活をおくる要援護者で、特に緊急を要する要援護者については、できる限り施設が緊急ショートステイなどで受入れることが必要です。

④施設利用者への配慮を忘れない

緊急ショートステイの受け入れや、地域で被災生活をおくる在宅の要援護者への支援対策を実施すると同時に地震前からの施設利用者への対応が不十分とならないよう留意することが必要です。

(3)心身のケア<利用者へのケア>

①職員の冷静で温かな対応が利用者のショックを癒す

地震発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、地震直後の利用者の不安感を軽減するよう努めましょう。

職員は利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さなど慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

②施設利用者の家族の安否確認の実施

利用者の家族の被害情報や安否情報を早急に確認し、施設利用者の精神的不安感を軽減に努めましょう。利用者家族の避難状況によっては、連絡がとりづらい場合があるため、「ツイッターやフェイスブック、ミクシィなどのSNS」、「災害用伝言ダイヤル171」、「携帯電話の災害用伝言板」の活用など連絡方法をあらかじめ決めておきましょう。

③薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や近隣の開業医等と連携をとり、日々の薬の確保を手配します。なお、建物の被災状況、利用者の健康状態等を考慮し、他施設への移送や医療施設等への移送についても検討しましょう。(受け入れ先となる医療施設とは、平常時から協力関係を構築しておきましょう。)

移送については、家族の許可をとる必要がありますが、緊急時には事後報告となる旨、あらかじめ家族の了解を得ておきましょう。

④感染症の予防

感染症を予防する観点から利用者に対して、手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図りましょう。飲料水が不足する中で手洗いやうがい困難なことも予測されます。ウェットティッシュやアルコール消毒液、スプレー式の口腔消毒薬などを備品として備えておくことも必要です。

⑤エコノミークラス症候群への留意

避難生活は日常と異なる窮屈な姿勢での寝起きが余儀なくされることも予測されます。時々体を動かし、エコノミークラス症候群を避けるために血流を確保する配慮が必要です。

⑥専門医による診察

心のストレスは体に表れます。早めに利用者全員を専門医に診てもらいましょう。特に以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・機関に診てもらいましょう。

・強度の不眠が続いている ・幻覚・妄想 ・強度の緊張と興奮が取れない ・表情が全くない
・ストレスによる身体症状が深刻 ・極度の落ち込み ・心的外傷後のストレス症状 など

【コラム】高齢者の生活不活発病

高齢者の生活不活発病 体動かさず、機能低下 避難生活の長期化で懸念

避難生活が長期化する中、高齢者が「生活不活発病」(廃用症候群)になる危険が高まっている。生活不活発病は環境の変化や周囲への遠慮、することがないといった要因で引き起こされる。動かないことで日常の動作が難しくなったり、疲れやすくなったりして、さらに動けなくなるといった悪循環に陥りやすい。

2004年の新潟県中越地震の際の調査では、地震前に介護が不要だった高齢者の30%が地震後に歩行が難しくなり、うち36%(全体の約1割)は半年後も回復しなかった。また、2007年の能登半島地震では避難所で約2週間、自宅でも1ヶ月後に症例が現れた。新潟県中越地震で、村民が長期の避難生活を余儀なくされた旧山古志村(現長岡市山古志)の担当者は、「体操やイベントは参加しない人も多い。自然に体を動かせるような仕組みづくりが大切」と話す。当時、仮設住宅の近くに長岡市から畑を借り、農作業が出来るような環境を用意したところ、避難所生活で衰えた高齢者の運動機能が回復したという。

国立長寿医療研究センター生活機能賦活研究部の大川弥生部長は、「高齢者を弱者と思い、何でもしてあげようとすることは逆効果になる恐れがある。楽しく、生き生きとした生活を送れるよう支援していくことが重要だ」としている。

(共同通信2011年4月3日)

【コラム】避難所生活における発達障害児の孤立

発達障害児の親孤立 避難所避け届かぬ支援

はた目には分かりにくい発達障害の子どもたちとその親に、東日本大震災の被災地で行政などの支援が充分届いていない。乳児のような夜泣きなどの症状が周囲の理解を得られず、避難所でつらい思いをするケースも多い。大船戸市は、市内の発達障害児を約30人と見ているが、そのうち、津波で家を失うなどして支援が必要な人数は分かっていない。どこに親子がいて、どんな要望があるのか、ニーズの把握が難しいという。市は、大型連休中にも市内の福祉施設を高齢者や障害者が集まる「福祉避難所」に指定する予定だ。だが、排泄介助の必要な高齢者や重度の障害児が優先され、発達障害の子どもたちが入所できる見通しは立っていない。

(毎日新聞2011年4月27日)

<職員へのケア>

①職員の過重労働を防止する

被災後の施設運営は、職員にも大きな負荷を与えることとなります。職員の健康管理を徹底し、職員が勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作りましょう。勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会等に対しボランティアの派遣要請を行い、ボランティアを含めた役割分担及び休息を入れたローテーションを組みましょう。

外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐように努めましょう。

②職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行いましょ。また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図り、また、職員の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

3-5. 防災対策マニュアルに記載しておく基本的項目

施設では、それぞれが置かれた環境や実情に応じて、独自の内容の防災対策マニュアルを作成し、防災対応力の向上に役立ててください。防災対策マニュアルの標準的な構成と内容は次のとおりです。マニュアル作成における検討作業には、必ず設置者や施設長などの責任者も関与してください。

<施設名>地震防災対策マニュアル

はじめに

施設の設置者が、地震防災に対する心構えと防災活動の重要性を示します。

1. 施設を取り巻く危険……………
「3-1. 施設を取り巻く危険を確認する」で挙げる8項目について、施設を取り巻く状況を洗い出し、いつでも見返せるよう書き出しておきます。
2. 日頃からの取り組み (★:すぐに実施できる項目、☆:他者と協力して検討する項目)……………
「3-2. 日頃から取り組むことを決める」で取り上げている各項目について、施設として取り組む事項とスケジュールを決定し、書き出します。
 - (1) 施設の安全確保
 - ★建物の耐震性の強化 ★設備・備品の安全対策 ★屋外へ避難する時の安全対策
 - (2) 必需品の備蓄
 - ★チェックリストの作成 ★現在の確保量の記入 ★使用・調達・入れ替え予定の記入
 - (3) 初動に関するルールの整備
 - ★安否確認方法の決定 ★施設への参集ルールの決定
 - (4) 地域社会との連携
 - ★施設への支援を得るための協力体制づくり (地域の避難拠点としての役割の決定を含む)
 - ☆広域的な応援体制づくり ☆応援を受ける場合の施設内対応マニュアルの作成
 - (5) 防災教育・訓練
 - ★防災教育・訓練の実施計画の決定
 - ★地震・津波を想定した避難訓練の実施要領の決定 ★防災教育の実施要領の決定
 - ☆地域と共同での地震防災訓練の実施要領の決定
3. 被災直後の応急対応……………
「3-3. 被災直後の応急対応を想定しておく」で取り上げている各項目について、被災時を想定した実施要領、役割分担などを決定し、書き出します。
4. 避難生活の環境づくり……………
「3-4. 避難生活の環境づくりで重要なことを挙げておく」で取り上げている各項目について、被災時を想定した実施要領、役割分担などを決定し、書き出します。

1. 平常時における対策

1-1. 施設の安全化

防災対策は、それぞれの施設において、施設の立地条件、入居者や一時利用者（以下「利用者」という。）の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要となります。

特に風水害に対しては、施設の立地条件等が大きく影響してきますので、次に掲げる項目について十分に検討のうえで、災害の発生を想定した安全化対策を講じてください。

(1) 立地環境と災害予測

① 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町村で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震（津波）、風水害（河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

なお、土砂災害危険箇所については、高知県土木部防災砂防課のホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/index.html>)

その他の危険箇所については、国土交通省のハザードマップポータルサイト (<http://disapotal.gsi.go.jp/index.html>) でも確認できます。

② 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町村が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

③ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。



(2) 防災設備等の点検、確認

ア 情報伝達設備の機能強化	施設内の一斉放送システムなどの情報伝達設備の点検や機能強化をしておきましょう。
イ 電気・水道・ガスの代替手段の確立	災害時のために飲料水貯水槽兼用受水槽や自家発電装置の設置を検討しましょう。
ウ 排水対策・防水対策等の実施・点検	排水溝などの泥を除くなど、排水点検を行うとともに、屋根瓦、雨戸、防水シートなどの点検をし、必要な補修をしておきましょう。
エ 備品等の転倒防止	廊下、食堂、ホールなどには転倒して避難の妨げとなる不必要な備品等は置かないようにしましょう。書棚、ロッカー等は床、壁に金具などで固定しましょう。

1-2. その他の対策

避難地や避難方法の確認等や、必需品の備蓄、地震発生時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、市町村など関係機関との連絡方法の確認、防災教育などについては、火災や地震対策に併せて対策を立ててください。

(1) 避難方法等の確認

ア 避難地の確保	各施設があらかじめ協力する社会福祉施設等を避難先として複数確保しておきましょう。また、市町村が指定した避難施設がどこか確認しておきましょう。
イ 輸送車両の確保	徒歩での避難が困難な利用者数から割り出される、施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保しておきましょう。必要数に満たない場合は、公的機関(市町村、警察、消防)にその旨説明し、協力が得られるようにしておきましょう。
ウ 避難施設の適正	避難施設は利用者の病状等を考慮して決定しましょう。
エ 避難方法の周知	入所者ごとに避難する方法(徒歩、車いす、ストレッチャー等)を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておきましょう。
オ 避難施設への避難の実現性	日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じて、避難の実現性を判断しましょう。また、想像以上の大規模な災害など、避難の実現性が低い場合を想定した対応も検討しておきましょう。
カ 安全な避難経路の確保	避難施設等への避難にあたっては、いくつかの安全な避難ルートを決め、避難地図を作成し、職員に周知しておきましょう。なお、避難経路における危険区域はあらかじめ把握しておきましょう。
キ 避難に必要な時間	避難手段により、避難時間がどれだけかかるかあらかじめ計測し、職員に周知しておきましょう。
ク 持参する機材	あらかじめ準備しておいた災害用持ち出しセットや入居者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、常備薬は必需品となりますので、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しておきましょう。
ケ 施設内避難	近隣の環境や利用者の状況から屋外等への避難が困難な場合は、同一建物内の風水害から逃げられるフロアへの避難を想定し、移動方法や避難後の備えをしておきましょう。

(2) 家族等への引継基準の設定

施設長は、風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、あらかじめ引継基準を定めるとともに、利用者を家族等へ引き継ぐことがあることを家族等に説明し、同意を求めておきましょう。

(3) 地域住民とのネットワークの構築

ア 地域との交流	高齢者をはじめ、障害者や子どもなど(以下「高齢者等」という。)が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。地域の行事への参加や定期的なバザーや見学会の開催など、日頃から積極的に地域との交流に努めましょう。
イ 地域防災訓練施設内の参加と災害時の協力要請	地域で実施する防災訓練に積極的に参加することなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元の自主防災組織や町内会の間で、あらかじめ災害時に支援が得られるよう要請しておきましょう。

(4) 防災訓練の実施

ア 施設内の防災訓練の実施	施設長は、防災計画を作成のうえ、消火、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施しましょう。その際には、可能な限り、利用者の参加も促してください。
イ 防災教育の実施	災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を定期的に実施しましょう。

(5) その他の対策

ア 危険物の管理、確認	ガスの供給元栓の場所を確認しておきましょう。火気使用器具(ガスコンロ)等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討しましょう。	
イ 職員や施設内外との連絡体制の整備	いざという時に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成しましょう。	(緊急連絡先例示) 民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、家族、市町村担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者等
ウ 防災教育の実施	施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しましょう。	(連絡方法例示) メール、災害伝言ダイヤル等
エ 参集職員の把握	非常時に参集できる職員リストを作成しておきましょう。	
オ 職員の役割分担	災害時における職員の役割分担表を作成しましょう。	
カ 食糧等の備蓄	食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しておきましょう。入居者の避難持ち出し袋も準備しておきましょう。	
キ 利用者リストの準備	安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、災害対策本部等に提供できるように準備しておきましょう。	
ク その他	鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておきましょう。また、台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておきましょう。	

2. 警報等発表時の対策

2-1. 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

(1) テレビ・ラジオ等からの情報入手

施設長は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、必要な職員の参集を求めます。

(2) 市町村担当課や防災関係機関との連携

市町村担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行いましょう。

※雨の強さと降り方(※気象庁ホームページから抜粋)

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10以上~20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20以上~30未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30以上~50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50以上~80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

※風の強さと吹き方(※気象庁ホームページから抜粋)

平均風速(m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10以上~15未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。
15以上~20未満	強い風	風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20以上~25未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	
25以上~30未満		立てられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる。
30以上~	猛烈な風		

(3) 指示体制の確認

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化しましょう。また、施設長の不在時にも対応できるよう、あらかじめ代理者を決めておきましょう。

(4) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより、施設内の不安を解消しましょう。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておきましょう。

(6) 警戒体制

- 気象警報に応じた警戒体制の準備…大雨警報、洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報 など
- 河川はん濫や高潮時の高地や階上への避難
- 台風等による豪雨時の土砂くずれ、河川はん濫などへの備え
- ガラス破損の時の布製ガムテープの準備
- 浸水防止用木材（止水板等）、金具、工具等の準備
- 車両の安全な場所への移動

(7) 警戒すべきこと

- ① 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に発表されることがあります。常時、警報等の情報に気をつけましょう。
- ② 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。特に、高齢者等は逃げ遅れる危険が大きいため、早めの避難が大切です。
- ③ 危険な前ぶれ（前兆現象）を察知しましょう。
 - ・ 川の水かさが急激に上昇する。
 - ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
 - ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
 - ・ 斜面にひび割れや変形がある。
 - ・ がけや斜面から水が噴出している。
 - ・ がけからの水が濁っている。
 - ・ 山がミシミシと音をたてる。
 - ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。

（鉄砲水の前兆）



2-2. 警報等発表時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

- 火元を点検しガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限しましょう。
- 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックしましょう。

(2) 救護活動の準備

- 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検しましょう。
- 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認しておくことが必要です。
- 利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備えることが重要です。

(3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努めましょう。

(4) 生活用品の保護

浸水などの恐れがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させておきましょう。

(5) 避難誘導の準備

- 利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者など、現在いる職員での対応について確認しておきましょう。
- 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておきましょう。



2-3. 警報等発表時の安全対策の実施

(1) 状況に応じた避難先選定

ア 施設内での待機	立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所で待機しましょう。
イ 避難地の選定	市町村災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難地のどこへ避難するか判断してください。

(2) 避難手段と避難経路の選択

ア 避難手段の準備	河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがあります。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討してください。
イ 避難経路の安全性確認	県や市町村の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、あらかじめ決めておいて安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備えましょう。
ウ 誘導方法の確認	施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒などの対応ができるか確認しましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうかも検討が必要です。
エ 避難名簿と安全確保	避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行いましょう。また、悪条件（降雨が冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要があります。避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合しましょう。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告しましょう。

(3) 家族等への引継要否

ア 引継要否の判断	施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。
イ 引取者等の記録	引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないように、引き取りに来られた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しましょう。

※ 施設管理者等に対して求める避難行動

発令の種類	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

3. 災害発生時の対策

3-1. 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川はん濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらします。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがあります。
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがあります。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物です。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

3-2. 災害発生時の対応策

(1) 情報の収集と避難の開始

- ① 施設長は、ラジオ・テレビ、市町村災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められます。
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者等の利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要です。
- ③ 市町村災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備情報があつた場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始しましょう。



(2) 入所者等の避難誘導

ア 避難先と避難経路の選択	避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始しましょう。(洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要です。)	
イ 避難を実施する場合の対応		施設長は避難時期を適切に判断することが求められます。避難を開始する場合は、すみやかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示すことが必要です。
	a 点呼	避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動しましょう。 なお避難時は、強風などによる断線した電線への注意が必要です。避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝えましょう。
	b 緊急連絡カード	避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこかの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するように努めましょう。
	c 協力医療機関等との連携	協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼しましょう。
	d 健康管理	避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になります。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施することが必要です。
ウ 避難が不要な場合の対応	災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられます。限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保にあたる体制が求められます。 ライフライン停止時は冷暖房装置が使えません。利用者の適切な体温維持のための対応や準備が必要となります。	
エ 安全点検	使用を開始する前に、給水、発電などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検が必要です。 また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施しましょう。	

(3) 施設が使用不能となった場合

ア 家族等への引き継ぎ	利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合、状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぎましょう。
イ 他の社会福祉施設等の要請	利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受入れを要請しましょう。

(4) 必要な連絡

ア 市町村などの防災関係機関との連絡	利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町村などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取りましょう。
--------------------	--

3-3. 災害発生時における地域での役割

(1) 地域での安心拠点

施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められます。

その際、防災活動の順位は次のとおり考えられます。

- 第一に、施設内利用者の救護と安全確保**
- 第二に、地域の被災者への救援活動**
- 第三に、市町村災害対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力**

(2) 地域連携の重要性

ア 風水害でも大きな災害では、2～3日間、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられます。その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員してしのがなければなりません。

イ 被災後、施設が使用できる場合には、施設長(又は臨時の管理者)の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携してすみやかに実施するよう努めましょう。

避難所の提供 一時利用者の受入れ 負傷者の手当、ケアの実施

ウ 施設が地域に協力できることは多くあります。特に次のようなことは、地域から期待されているため、可能な限り対応してください。

冬期における暖房具の確保 入浴施設の開放 送迎付き入浴サービス

清拭の実施 給食調理サービス 消耗品の確保 洗濯等の委託

介護相談の実施 高齢者世帯巡回訪問 健康チェック、声かけ、不安解消など

(3) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化します。地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応してください。

ア 被災当日	被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力してください。
イ 2日目以降	2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力してください。
ウ 行政や他の施設からの要請への対応	市町村災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の高齢者等を一時受入れしてください。

<参考資料1>

災害別の基礎知識

1. 気象警報・気象注意報

(1) 警報

警報は重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するために発表される。

(2) 注意報

注意報は災害の起こるおそれがある旨を注意喚起するために発表される。

(3) 警報と注意報の種類(抜粋)

種類	警報	注意報
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	大雨によって災害が予想される場合に行う。
洪水	大雨、長雨などの現象により河川の水が増し、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	大雨、長雨などの現象により河川の水が増し、災害が起こると予想される場合に行う。
大雪	大雪によって重大な災害が予想される場合に行う。	大雪によって災害が予想される場合に行う。
暴風(強風)	平均風速がおおむね毎秒20メートルを超え、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	平均風速がおおむね毎秒10メートルを超え、主として強風による被害が予想される場合に行う。
波浪	風浪、うねりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	風浪、うねりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
高潮	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	台風等による海面の異常上昇により災害の起こるおそれがあると予想される場合に行う。
雷	—	落雷により被害が予想される場合に行う。

2. 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ17m/s(風力8)以上になったものを「台風」と呼ぶ。

台風によって引き起こされる災害には、風害、水害、高潮害、波浪害などがある。これらが単独で発生することではなく、複合して発生し大きな被害となる。

(1) 台風の大きさと強さ

ア 強さの階級分け

(階級)	(最大風速)
・強い	33m/s(64ノット)以上～44m/s(85ノット)未満
・非常に強い	44m/s(64ノット)以上～54m/s(85ノット)未満
・猛烈な	54m/s(85ノット)以上

イ 大きさの階級分け

(階級)	(風速15m/s以上の半径)
・大型(大きい)	500Km以上～800Km未満
・超大型(非常に大きい)	800Km以上

3. 大雨災害

大雨災害には、洪水害、浸水害、たん水害、山崩れ害、がけ崩れ害、土石流害、地滑り害、強雨害がある。

(1) 指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省河川局、あるいは気象庁と都道府県が共同で指定した河川に対して洪水のおそれの状態を予想して行う予報であり、洪水警報、洪水注意報、洪水情報がある。

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

(3) 土砂災害

毎年、豪雨、地震、火山活動等に伴い土砂災害が多発している。土砂災害は、土石流、地すべり、がけ崩れ、土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害など、いたるところで多様な形態で発生する。

①土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるもの。

その流れの速さは規模によって異なるが、時速 20 ～ 40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

②地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のこと。一般的に移動土塊量が大きく、甚大な被害を及ぼす。

また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは困難で、梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生している。

③がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。

【コラム】高齢者施設を襲った土砂災害

山口の土砂濁流 ホーム昼食時、車いすなど50人襲う 避難者「まるで津波」

■ライフケア高砂

3人が死亡した防府市真尾の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」=上田和枝理事長(69)=には、裏山で崩れた土砂がガラスを割って屋内に押し寄せた。ドーナツ形の施設のロビーは泥まみれで、直径10～20センチの石がいくつも転がり、施設の外まで車いすや布団が流し出された。

当時は約50人の入所者や通所者が昼食中だった。パート従業員女性(60)によると、わずか数秒のうちに中庭と廊下から水が押し寄せ、別室のいすやテーブル、ピアノが食堂に流れ込んできた。あっという間に女性の胸の下まで水位があがり、「助けて、助けて」という悲鳴が周りで聞こえたという。

食堂の窓ガラスは頑丈で、流れてくる水はたまる一方。入所者の大半は車いすに乗っており、お年寄りの顔が水に漬かるのを防ごうと、体を持ち上げてこらえた。別の職員がいすで食堂の窓ガラスを割ると、勢いよく外に流れる水にさらされるお年寄りもいたという。「どうしていいかわからず泣き出す職員もいた。入所者を助けるので精いっぱいだった」と女性はうつむいて話した。

入所者の宮本君栄さん(86)は午後0時半頃、1階の談話室でオセロゲームを楽しんでいた。足元から水が上がり始めたため、2階の自室に逃げたが、水はすぐに2階にも押し寄せた。助けに来た職員に連れられ屋上に逃げ、毛布にくるまって約2時間、救出を待った。「屋上の2時間はとても長かった。心安らく場所がこんなになって……」と声を震わせた。

山口県長寿社会課によると、ライフケア高砂は1999年6月にオープン。車いすが必要な要介護度3以上の高齢者が入所している。同県は昨年3月、同ホームを含む一帯を土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定していた。

(読売新聞 東京朝刊 2009年7月22日)

<参考資料2>

風水害のチェックシートの例

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがあります。このチェックシートを参考に、警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにしましょう。

対策方法	
警報等が発表された場合	〔指示体制の周知と情報伝達〕
	<input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集
	<input type="checkbox"/> 市町村担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
	<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知
	<input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供(及び緊急避難時の冷静な行動指示)
	<input type="checkbox"/> 初動体制の準備(避難方法の確認、警戒体制の準備)
	〔役割分担別の準備・確認〕
	<input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック
	<input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検
	<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検
	<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握
	<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
	<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
	〔安全対策の実施〕
	<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定(施設内、広域避難場所)
	<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装(雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等)、移動手手段準備
	<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備
	<input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断

<参考資料 3 >

風水害に関する市町村の連絡先一覧(平成24年3月末現在)

対 策 方 法	
災害発生時の対応	〔避難手段と経路選択〕
	<input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断
	<input type="checkbox"/> 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性を判断
	<input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
	〔避難誘導〕
	<input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択
	<input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意
	〔避難不要な場合〕
	<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施
	<input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送
	〔安全点検の実施〕
	<input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施
	〔施設が使用不能となった場合〕
	<input type="checkbox"/> 入所者の家族等への引継依頼
	<input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼
	〔必要な連絡の実施〕
	<input type="checkbox"/> 市町村など防災関係機関に状況を連絡
	<input type="checkbox"/> 必要な支援について要請
	〔その他（各施設における対策）〕
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

市町村名	担当課名	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス	備考
高知市	危機管理室	088-823-9040	088-823-9008	kc-050700@city.kochi.lg.jp	
室戸市	総務課	0887-22-5114	0887-22-1120	mr-010100@city.muroto.lg.jp	
安芸市	まちづくり課	0887-35-1010	0887-35-4445	machi@city.aki.kochi.jp	
南国市	危機管理課	088-880-6575	088-863-1167	n-kikikanri@city.nankoku.lg.jp	
土佐市	総務課	088-852-7607	088-852-5290	soumu@city.tosa.lg.jp	
須崎市	地震・防災課	0889-42-3791	0889-42-7320	bousai@city.susaki.kochi.jp	
宿毛市	総務課	0880-63-0948	0880-63-6370	bousai@city.sukumo.kochi.jp	
土佐清水市	総務課	0880-82-1134	0880-82-2882	soumu@city.tosashimizu.kochi.jp	
四万十市	総務課	0880-35-2044	0880-34-5123	bousai@city.shimanto.lg.jp	
香南市	防災対策課	0887-57-8501	0887-56-0576	bousai@city.kochi-konan.lg.jp	
香美市	まちづくり推進課	0887-53-1061	0887-53-5958	bousai@city.kami.lg.jp	
東洋町	総務課	0887-29-3111	0887-29-3813		
奈半利町	総務課	0887-38-4011	0887-38-7788	soumu@town.nahari.kochi.jp	
田野町	総務課	0887-38-2811	0887-38-2044		
安田町	総務課	0887-38-6711	0887-38-6780	ysd-soumu@town.yasuda.kochi.jp	
北川村	総務課	0887-32-1212	0887-32-1234	soumu@vill.kitagawa.kochi.jp	
馬路村	総務課	0887-44-2111	0887-44-2779	soumu@vill.umaji.kochi.jp	
芸西村	総務課	0887-33-2111	0887-33-4035	soumu@vill.geisei.kochi.jp	

市町村名	担当課名	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス	備考
本山町	総務課	0887-76-2223	0887-76-3593	bousai@town.motoyama.kochi.jp	
大豊町	総務課	0887-72-0450	0887-72-0474	soumu@town.otoyo.lg.jp	
土佐町	総務企画課	0887-82-0480	0887-82-2681	Tosat-20@town.tosa.kochi.jp	
大川村	総務課	0887-84-2211	0887-84-2328		
いの町	総務課	088-893-1113	088-892-0353		
仁淀川町	総務課	0889-35-0111	0889-35-0571		
中土佐町	総務課	0889-52-2211	0889-52-4511	soumu@town.nakatosa.lg.jp	
佐川町	総務課	0889-22-7700	0889-22-1119	sk-529@town.sakawa.kochi.jp	
越知町	総務課	0889-26-1111	0889-26-0600	soumu@town.ochi.kochi.jp	
梶原町	総務課	0889-65-1111	0889-40-2010		
日高村	総務課	0889-24-5113	0889-24-7900	soumu@vill.hidaka.kochi.jp	
津野町	総務課	0889-55-2311	0889-55-2022	soumu@town.kochi-tsuno.lg.jp	
四万十町	総務課	0880-22-3111	0880-22-3123		
大月町	総務政策課	0880-73-1111	0880-73-1380	soumu@town.otsuki.kochi.jp	
三原村	総務課	0880-46-2111	0880-46-2114	soumu@vill.mihara.kochi.jp	
黒潮町	総務課	0880-43-2112	0880-43-2788	bousai@town.kuroshio.lg.jp	

※災害によって連絡先が、異なる場合があります。必ず連絡先を確認しておいてください。

<参考資料 4 >

インターネットによる災害に関する情報の入手先

気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
こうち防災情報（県内の災害等に関する情報）	http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/index.html
土砂災害警戒避難基準情報	http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/map.htm
土砂災害危険箇所マップ	http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/index.html
国土交通省ハザードマップポータルサイト	http://disaportal.gsi.go.jp/index.html

<参考資料 5 >

施設防災関係法令一覧

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について
(昭和55年1月16日、社施第5号)
- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について
(昭和58年12月17日、社施第121号)
- (3) 社会福祉施設における防災対策の強化について
(昭和60年9月21日、社施第102号)
- (4) 介護老人保健施設における防火、防災対策について
(昭和63年11月11日、老健第24号)
- (5) 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第10条（非常災害対策）

養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (6) 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第10条（非常災害対策）（※第45条）

特別養護老人ホーム（※ユニット型特別養護老人ホーム）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホーム（※ユニット型特別養護老人ホーム）は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該特別養護老人ホーム（※ユニット型特別養護老人ホーム）の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(7) 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第8号)

第112条(非常災害対策)(※第149条、第171条、第184条)

指定通所介護事業者(※指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定通所介護事業者(※指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者)は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定通所介護事業所(※指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(8) 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第10号)

第34条(非常災害対策)(※第58条)

指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老人福祉施設)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老人福祉施設)は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老人福祉施設)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(9) 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第11号)

第33条(非常災害対策)(※第56条)

介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(10) 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第12号)

第32条(非常災害対策)(※第57条)

指定介護療養型医療施設(※ユニット型指定介護療養型医療施設)は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(11) 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第5号)

第10条(非常災害対策)

軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(12) 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年1月11日条例第15号)

第71条(運営規程)

指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第76条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(7) 非常災害対策

第74条(非常災害対策)

指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。第204条の4第1項(第205条の12において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

※上記の規定は、他の障害福祉サービス事業についても準用若しくは同様の規定があります。

(13) 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 25 年 1 月 11 日条例第 16 号)

第 48 条 (運営規程)

指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第 54 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(10) 非常災害対策

第 51 条 (非常災害対策)

指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(14) 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年 1 月 11 日条例第 17 号)

第 8 条 (運営規程)

療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(7) 非常災害対策

第 9 条 (非常災害対策)

療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

※上記の規定は、他の障害福祉サービス事業についても準用若しくは同様の規定があります。

(15) 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年 1 月 11 日条例第 18 号)

第 5 条 (運営規程)

地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(6) 非常災害対策

第 6 条 (非常災害対策)

地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(16) 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年 1 月 11 日条例第 19 号)

第 6 条 (運営規程)

福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(6) 非常災害対策

第 7 条 (非常災害対策)

福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者に周知しなければならない。

(17) 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年 1 月 11 日条例第 20 号)

第 7 条 (運営規程)

障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(10) 非常災害対策

第 8 条 (非常災害対策)

障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(18) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準
(平成 15 年 3 月 12 日厚生労働省令第 21 号)

第 6 条 (非常災害対策)

身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(19) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 25 年 1 月 11 日条例第 13 号)

第 39 条 (運営規程)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (第 45 条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(9) 非常災害対策

第 42 条 (非常災害対策)

指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震 (高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例 (平成 20 年高知県条例第 4 号) 第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。) その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

※上記の規定は、他の指定障害児通所支援についても準用若しくは同様の規定があります。

(20) 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年 1 月 11 日条例第 14 号)

第 37 条 (運営規程)

指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程 (第 43 条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(7) 非常災害対策

第 40 条 (非常災害対策)

指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震 (高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例 (平成 20 年高知県条例第 4 号) 第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。) その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

※上記の規定は、指定医療型障害児入所施設についても準用の規定があります。

(21) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 25 年 1 月 11 日条例第 21 号)

第 8 条 (非常災害対策)

児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震 (高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例 (平成 20 年高知県条例第 4 号) 第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。) その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に (避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月 1 回以上) 行わなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、助産施設並びに医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

■風水害編に関する参考文献

静岡県高齢者福祉施設における災害対策マニュアル (静岡県:平成22年3月)

高齢者の入所系施設における防災マニュアル (石川県:平成18年3月)

避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編) (内閣府:平成29年1月)



高知県社会福祉施設防災対策指針

編集・発行 高知県地域福祉部 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
(高齢者福祉課) 電話088-823-9632 / FAX088-823-9259
(障害保健福祉課) 電話088-823-9635 / FAX088-823-9260
(児童家庭課) 電話088-823-9655 / FAX088-823-9658

発行日 平成24年3月発行(平成29年8月一部改訂)